

るよう努めるものとする。

(土地区画整理法の一部改正)

第百一条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「たい積」を「堆積」に改め、「都道府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八十七条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「定を」を「定めを」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第百二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しくは」に改める。

第八条第一項第二十六号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十条第一項、第十二条第一項及び第十四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しくは」に改める。

第十七条第一項第二十一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十八条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に、「国土交通大臣の許可を受けて」を「条例で定めるところにより」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十八条第三項及び第四項を次のように改める。

3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者（第一項の規定により道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。）から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管

轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

第十八条第五項及び第六項を削る。

第十九条第一項中「許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて」を「規定により」に、「国土交通大臣の許可を受けて」を「条例で定めるところにより」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

有料道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条第三項を次のように改める。

3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条第四項及び第五項を削る。

第二十条第一項中「第十八条第一項の許可を受けた」を削り、「地方公共団体に対し当該許可」を「地

方公共団体に対し第十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出であつて同条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更に係るものを含む。次条第四項並びに第二十七条第一項及び第四項において同じ。）に改める。

第二十一条第四項を次のように改める。

4 有料道路管理者は、第十八条第二項の規定による届出をした後、当該届出に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「この法律」を「第三条第一項、第十条第一項若しくは第十二条第一項」に改め、「受けた道路」の下に「又は第十八条第二項の規定による届出に係る道路」を加え、同条第四項中「第十条第一項の許可を受けた」を「第十八条第二項の規定による届出に係る同項第二号の」に、「当該許可を受けた」を「当該届出に係る」に改める。

第二十九条第三項中「第八条第一項の許可を受けた」を削る。

第四十九条第一項中「受けて、」を「受けて、第十八条第一項の規定により、」に改め、同条第五項中「同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可」を「及び会社がした同条第九項の規定に

よる届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出」に改める。

第五十条第五項中「の許可又は」を「又は」に、「許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて」を「規定により」に改め、同条第七項中「又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可」と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十条第一項」に改め、同項後段中「又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可」を削る。

（都市公園法の一部改正）

第百三条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「技術的基準」の下に「を参酌して条例で定める基準」を加え、同条第二項中「行う」を「行うよう努める」に改める。

第四条第一項中「」の総計は、「を「以下同じ。」の総計の」に、「の百分の二をこえて」を「に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えて」に、「内でこれをこえる」を「を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超える」に改める。

（空港法の一部改正）

第四百条 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第十二条第三項を削り、同条第二項中「次条」を「次項及び次条」に、「前項」を「第一項」に、「定めようとするときは」を「定めたときは、国土交通省令で定めるところにより」に、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「変更しようとする」を「変更した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の空港供用規程は、基本方針に適合するものでなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）が第二項の規定に適合しないと認めるときは、空港管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第三十七条第一号を次のように改める。

一 第十二条第四項の規定による命令に違反した者

第四十三条を第四十四条とし、第四十条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条中「第三十七条」の下に「又は前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十九条 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（駐車場法の一部改正）

第百五条 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項のうち必要な」を「おおむね次に掲げる」に改め、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第八条第二項中「国土交通省令」を「条例」に改める。

第十二条中「地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という」に改める。

第十三条第一項及び第四項、第十四条並びに第十八条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二十一条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第百六条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項を削り、同条第四項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一条の三第一項中「及び第三項」を削る。

(下水道法の一部改正)

第百七条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「構造は、」の下に「公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

第二十一条第二項中「ところ」の下に「を参酌して条例で定めるところ」を加える。

第二十八条第二項中「政令」の下に「で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の

条例」を加える。

(住宅地区改良法の一部改正)

第百八条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の四」を「第三十六条の三」に改める。

第九条第一項中「行ない」を「行い」に、「堆積を行なおう」を「堆積を行おう」に改め、「都道府県知事」の下に「(市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附した」を「付した」に改め、同条第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十六条の三を削る。

第三十六条の四中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条を第三十六条の三とする。

第三十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）

第一百九条 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第一百十条 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「次に」を「おおむね次に」に、「定めなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第七条第一項中「共同溝整備計画に定められるべき」を「建設しようとする」に、「前条第二項各号に掲げる」を「当該共同溝整備計画に定めようとする」に改め、同条第二項中「修正して共同溝整備計画を作成し」を「修正して修正後の事項を」に、「について共同溝整備計画を作成し」を「を修正しない旨を」に改め、「、当該共同溝整備計画に定めた前条第二項各号に掲げる事項を」を削り、同条第三項中「共同溝整備計画」の下に「に定めようとする事項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十六条第一項中「の市（）」を「の市町村（）」に改め、「第十七条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう市」を「行う市又は町村」に、「、市」を「、市町村」に、「市を除く。」町村を「市町村を除く。」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第百十一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成し、政令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならぬ」を「作成することができる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、関係府県知事は、政令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。

第三条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の変更について準用する。

第四条第一項中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「次に掲げる施設の整備に関する事項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 住宅用地、工場用地等の宅地
- 二 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設
- 三 公園、緑地等の空地

- 四 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設
- 五 河川、水路及び海岸
- 六 住宅等の建築物
- 七 学校等の教育文化施設
- 八 その他政令で定める主要な施設

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
- 二 産業の業種、規模等に関する事項
- 三 土地の利用に関する事項

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第百十二条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第二十七条第二項を削る。

第四十三条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、「第二十七条第二項」を削り、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第百十三条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「これを表示する標識を設置しなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなければ」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正）

第百十四條 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（特定交通安全施設等整備事業の実施）

第四条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

（特定交通安全施設等整備事業の実施計画）

第五条 前条の場合において、都道府県公安委員会及び道路管理者は、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、協議により重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、それぞれ国家公安委員会又は国土交通大臣に提出することができる。

2 実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止すること

ができるように定めるものとする。

3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第六条第二項及び第三項中「定めるもの」の下に「（前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。）」を加える。

第八条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第百十五条 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「又は第一項の緑地管理機構」を削り、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「事項について」を「事項を」に、「」と協議しなければ」を「。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。」に届け出なければ」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6 第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当

該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。

第九条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十条中「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。

第十二条中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2

前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第

二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十五条第三項を削る。

第十七条第二項中「都県」の下に「又は市」を加え、「市町村」を「都県又は町村」に改める。

第十九条中「及び第五項並びに」を「から第七項まで及び」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第一百十六条 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項及び第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第四項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四条第三項中「（次条第一項において「指定都市」という。）」を削る。

第五条第一項ただし書中「指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においてはは

、それぞれその長。次条において同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。次条第一項及び第二項において「都道府県知事等」という」に改める。

第六条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正)

第百十七条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改め、「において」の下に「、関係県知事は」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ、」に、「得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議しなければ」を「得なければ」に改め、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第四条中「の各号」及び「につきその大綱」を削り、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事

項を定めるよう努めるものとする。

一 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想

二 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三 産業の業種、規模等に関する事項

四 土地の利用に関する事項

第五条中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第百十八条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改め、同項後段及び同条第二項を削り、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、「特定保全区域に係る保全区域整備計画以外の保全区域整備計画にあつては」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の同意をし、又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

第九条第四項中「又は第一項の緑地管理機構」を削り、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「事項について」を「事項を」に、「」と協議しなければ」を「。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。」に届け出なければ」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6 第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。

第十条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十一条中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第十三条中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法

第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市」と、「同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条第三項を削る。

第十八条第二項中「府県」の下に「又は市」を加え、「市町村」を「府県又は町村」に改める。

第二十条中「及び第五項並びに」を「から第七項まで及び」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

第百十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第

百十号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「次の」を「おおむね次に掲げる」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條第四項を削る。

第四十條第二項中「きくとともに、関係行政機関の長に協議しなければ」を「聴かなければ」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二百十條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第二項中「次に」を「第一号に」に改め、「事項を定める」の下に「ものとする」とともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 都市計画の目標

第六條の二第二項第三号中「前号」を「第一号」に改める。

第七条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八条第一項及び第二項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第三項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとする」とともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、同項第三号中「その他」を「面積その他の」に改める。

第十条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、「都市計画に定める」を「定めるものとする」とともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の三第一項中「必要があるとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとする」とともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の四第一項中「必要があるとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二

項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、「都市計画に定める」を「定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十一条第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとともに、施行区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める

。第十二条の四第一項中「必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「については」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の五第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 当該地区計画の目標

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

第十二条の五第五項中「当該再開発等促進区又は開発整備促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 土地利用に関する基本方針

第十二条の五第六項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第七項中「のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第十二条の十中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第十四条第二項第十号中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、同項第十二号中「同条第二項第四号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第十三号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第十五条第一項第四号中「緑地保全地域」の下に「(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加え、同項第六号中「政令で定める小規模な」を削り、「を除く」を「にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る」に改め、同項第七号中「市街地開発事業等予定区域」の下に「(第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。）」を加える。

第二十条第二項中「おいて」を「備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により」に改める。

第二十三条第一項中「第六条の二第二項第二号」を「第六条の二第二項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「管轄する都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、「都道府県知事が」を「都道府県知事等が」に改める。

第二十七条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十三条第一項第五号イ中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改め、同号ニ中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改め、同項第七号、第十二号及び第十三号中「崖崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第五十二条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のよ

うに改める。

2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

第三章第二節の節名中「建築」を「建築等」に改める。

第五十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第五十四条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「以下次条」を「次条」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十六条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「前条第一項本文」を「同条第一項本文」に、「きたす」を「来す」に改め、同条第三項中「ただちに」を「直ちに」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十七条第一項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十八条の二第一項中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第六十五条第一項中「行ない」を「行い」に、「堆積たいを行なおう」を「堆積を行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第八十条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十一条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改め、「（都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項及び第三項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十二条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十四条中「指定都市等」を「市」に改める。

第八十七条の二第一項中「同項第四号」を「同項第二号」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条

第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市の区域における第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。

第八十七条の三を削り、第八十七条の四を第八十七条の三とする。

第八十七条の五第一項第一号中「次号」を「第三号」に改め、「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

第八十七条の五を第八十七条の四とする。

第九十一条中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第九十二条第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二百一十一条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第二条の三第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第五条の見出し中「設定義務」を「設定」に改め、同条中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第七条の四第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第四百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。)」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改める。

第七条の五第一項及び第二項並びに第七条の六第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を

「建築許可権者」に改める。

第七条の七中「都道府県知事等」を「土地買取者」に改める。

第六十条第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。第六十二条第一項及び第四百四十二条第一号において「立入許可権者」という。）」を加える。

第六十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事の」を「都道府県知事（市の区域内において施行者（第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。）となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第二項及び第四百四十二条第三号において「試掘等許可権者」という。）の」に、「都道府県知事が」を「試掘等許可権者が」に改める。

第六十二条第一項中「都道府県知事」を「立入許可権者」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「試掘等許可権者」に改める。

第六十六条第一項中「堆積」を「堆積」に改め、「都道府県知事」の下に「（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び第四百四十一条の二第二号において「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第七項中「附加増置」を「付加増置」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第八項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第九十八条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「みずから」を「自ら」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「うえで」を「上で」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九十九条の三第三項中「施行者は」を「施行者（都道府県及び市町村を除く。）は」に改め、「都道府県又は」及び「市町村」を削る。

第九十九条の八第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十八条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三百三十三条第一項を次のように改める。

施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第三百三十九条の三第一項第二号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項（第一百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定

定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

第三百三十九条の三第二項第三号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加える。

第四百十一条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改め、同条第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第四百十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「立入許可権者」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「試掘等許可権者」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

（筑波研究学園都市建設法の一部改正）

第二百二十二条 筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び茨城県稲敷郡荃崎町」を削る。

第七条第一項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、周辺開発地区整備計画には、人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第八条第一項中「関係市町の長」を「つくば市長」に、「作成し、国土交通大臣に協議しなければならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条中「及び」を「又は」に改める。

第十条及び第十二条中「及び周辺開発地区整備計画」を「（周辺開発地区整備計画が作成されているときは、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画）」に改める。

（地方道路公社法の一部改正）

第二百二十三条 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第二百二十四条 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第二百二十五条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「所在する市町村」を「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村」に、「都道府県知事」を「都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長」に改める。

第五条第一項中「、都道府県知事に対し」を削り、「所在する市町村の長を経由して」を「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し」に改める。

第六条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三

項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第九条第一項第四号イ中「同条第二項第三号又は第四号」を「同条第二項第二号又は第三号」に改め、同号ロ中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に、「同条第三項第四号」を「同条第四項第四号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

（大都市の特例）

第二十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。

第二十九条の二中「市町村」を「町村」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第二百二十六条 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「の認可等」を削り、同条第一項中「定め、国及び地方公共団体以外の者にあつては都道府県知事の認可を受け、市町村にあつては、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得

なければならぬ」を「定めることができる」に改め、同項後段を削る。

(都市モノレールの整備の促進に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「定める」を「定めるよう努める」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第二百二十八条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「おいては、」の下に「おおむね」を加え、第三号を次のように改める。

三 地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同

じ。)の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

第四条第二項に次の四号を加える。

四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

六 緑化地域における緑化の推進に関する事項

七 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

第四条第四項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第五項中「第二項第三号イ」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「市町村」を「町村」に、「第二項第三号ロ」を「第二項第四号イ」に

、「協議し、その同意を得なければ」を「協議してその同意を得、同号口から二までに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第六条第一項中「は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴いて」を「(市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。)は」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項を」を「第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「都道府県」を「都道府県等」に、「関係市町村」を「都道府県にあつては関係町村」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。

第六条第二項の次に次の一項を加える。

3 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

二 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

三 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

第七条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に、「緑地保全地域である旨を表示した標識を設けなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その区域が緑地保全地域である旨を明示しなければ」に改め、同条第四項中「都道府県」を「都道府県等」に改め、「行為」の下に「（緑地保全地域内における標識の設置に係るものに限る。）」を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八条第一項、第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第九項第八号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次節におい

て単に「市民緑地契約」という。」を「市民緑地契約」に改める。

第九条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十三条中「同条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」を削り、「ときは、」の下に「都道府県知事にあつては」を加え、「市町村」を「町村」に、「限る。」を「限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。」を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、」に改め、同条第三項中「市町村又は前項の」を「都道府県、町村又は」に改める。

第十八条中「前条第二項の」を削り、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第四条第二項第三号ロ(2)」を「第四条第二項第四号ロ」に改める。

第二十条第一項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改める。

第二十一条中「都道府県」を「都道府県等」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」と、同条第五項」に改め、「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、同条第六項中「都道府県知事等」を加える。

第二十三条中「都道府県」を「都道府県等」に改め、「及び第六項」を削り、「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、第十条第二項において準用する第七条第六項中「都道府県知事等」を加える。

第二十四条第三項第一号中「第六条第二項第二号ロ」を「第六条第三項第二号」に改め、同項第二号中

「第四条第二項第三号ロ(3)」を「第四条第二項第四号ハ」に改め、同条第四項中「都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長)」を「都道府県知事等」に、「指定都市の区域及び中核市」を「市」に、「指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市」を「又は市が当該市」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に、「市町村」を「都道府県又は町村」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十九条第一項中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改める。

第五十五条第二項中「第四条第二項第三号ハ」を「第四条第二項第五号」に、「同号ホ」を「同項第七号」に改め、同条第五項中「又は第一項の緑地管理機構」及び「当該事項について」を削り、「と協議し、」を「に当該事項を届け出、」に改め、「第三号に定める者と」の下に「当該事項について」を加え、同項第一号中「首都圏近郊緑地保全区域」の下に「(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下

この条及び第五十八条第一項において同じ。」を加え、「次項」を「以下この条及び第五十八条第二項」に、「指定都市の区域」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域」に改め、同項第二号中「次項」を「第八項」に、「都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）」を「都道府県知事等」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項第二号中「指定都市の区域及び中核市」を「市」に、「指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市」を「又は市が当該市」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 首都圏保全法第七条第二項の規定は首都圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について準用する。

7 第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地

契約に同項第二号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項については、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

第五十八条中「（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。）」を削る。

第六十条第一項中「第四条第二項第三号ホ」を「第四条第二項第七号」に改める。

第七十七条第三号中「第八条第二項」の下に「の規定による都道府県知事等の命令」を加える。

（生産緑地法の一部改正）

第二百二十九条 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、これを表示する標識を設置しなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければ」に改め、同条第四項中「行為」の下に「（生産緑地地区内における標識の設置に係るものに限る。）」を加える。

（国土利用計画法の一部改正）

第三百三十条 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければ」に改める。

第八条第四項中「講ずるものとする」を「講ずるよう努めなければならない」に改め、同条第五項中「これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければ」に改める。

第九条第十三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百三十一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改める。

第五条第一項第五号口中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第七条第一項中「都府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。)」を加える。

第十二条の見出しを「(施行地区)」に改め、同条中「、その面積が〇・五ヘクタール以上で、かつ」を削る。

第二十四条第一項第一号ロ(2)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十六条第一項中「都府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。)」を加える。

第六十四条第一項前段中「かき、さく」を「垣、柵」に改め、「都府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第二項において同じ。)」を加える。

第六十七条第一項中「堆積^{たいせき}」を「堆積」に改め、「都府県知事」の下に「(市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長)」を加える。

第七十三条第六号を削る。

第一百条第一項中「ならず、施行者が市町村であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事に協議し、その同意を得なければ」を削る。

第一百四条第一項中「都府県知事」の下に「(第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長。次項において同じ。)」を加える。

第一百九条の二第二項第三号中「第六十四条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く。)」を加える。

(国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部改正)

第三百三十二条 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一

号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、同条第二項中「及び経費の概算並びに流動人口の状況」を「、経費の概算その他国際観光文化都市の長が必要と認める事項」に改め、同条第三項を削る。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正)

第三百三十三条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「公表しなければ」を「公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「あらかじめ」の下に「、第二項各号に掲げる事項に係る部分について」を加え、「第二項第二号及び第三号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために

必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項について定めるよう努めるものとする。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第三百三十四条 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には」を「前条第一項の場合において」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第七条の二とする。

第六条の次に次の見出し及び一条を加える。

（道路交通騒音の減少等のための措置）

第七条 第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、当該沿道整備道路の構造、交通の状況等を勘案して当該沿道整備道路における道路交通騒音を減少させるために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 沿道整備道路の道路管理者は、前項に規定するもののほか、沿道の整備と併せて、道路交通騒音により生ずる障害の防止を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第九条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとする」とともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 沿道の整備に関する方針

第九条第四項中「当該沿道再開発等促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 土地利用に関する基本方針

第九条第五項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第六項中「のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第九条の六及び第十条第一項中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第十条の二第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号から第六号までに」に改め、「ものとする」の下に「とともに、第七号に掲げる事項を定めることができる」を加え、同項第七号中「その他」の下に「権利の移転等に係る法律関係に関する事項として」を加え、同条第四項中「市町村」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（第十条の七において「指定都市等」という。）を除く。）」を加える。

第十条の七第一項中「沿道整備権利移転等促進計画（」の下に「指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、」を加え、同条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を「指定都市等」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十五条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「定める事項は、次のとおり」を「は、おおむね次に掲げる事項を定めるもの」に改める。

(広域臨海環境整備センター法の一部改正)

第三百三十六条 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

(半島振興法の一部改正)

第三百三十七条 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、半島振興計画には、振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第百三十八条 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五条第二項第四号」を「第五条第二項第三号」に改める。

第五条第二項中「の各号」を削り、第二号を削り、同項第三号中「及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「第八号」を「第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 第一条に規定する整備の方針に関する事項

二 重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

三 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

第六条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第四項から第七項まで」に改める。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

(関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正)

第三百三十九条 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「京都府相楽郡木津町、同府同郡精華町」を「木津川市、京都府相楽郡精華町」に改める。

第五条第一項中「作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「公表しなければならぬ」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 関係府県知事は、建設計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第六条第一項中「の各号」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、建設計画には、各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第七条中「第五条第一項（同条第四項）」を「第五条第二項（同条第五項）」に改める。

（多極分散型国土形成促進法の一部改正）

第四百四十条 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 第一項に規定する開発整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

第八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十条第二項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

第二十三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項

第二十四条第一項第二号中「から第七号まで」を「から第五号まで」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第二十五条第二項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改める。

第三十五条第一号中「第七条第二項第四号」を「第七条第二項第三号」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第四百四十一条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を削り、同条第七項中「同項第一号から第六号まで」を「同項各号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五条第一項ただし書を削り、同条第二項中「第九項」を「第八項」に、「前項本文」を「前項」に改める。

第十三条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第四百二十二条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第二項第一号から第五号まで」を「第二項各号」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画においては、指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に

関する事項について定めるよう努めるものとする。

第七条第一項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に改める。

第八条第一項中「第六条第六項」を「第六条第七項」に改める。

第十二条及び第十七条第二項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第十八条中「(第二十三条において「指定都市」という。)」を削る。

第十九条第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二条第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十六条の見出しを「(施行地区)」に改め、同条中「、その面積が二ヘクタール以上で、かつ」を削る。

第三十一条第一項中「掲げる事項」の下に「及び同条第三項に規定する事項」を加える。

第三十三条第一項及び第三十六条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第四百四十三条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(

平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同条第二項中「基本計画」を「前項に規定するものほか、基本計画」に、「定める」を「定めるよう努める」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基本計画においては、活用行事及び特定事業等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第四条第五項中「前項の規定により主務大臣に協議しよう」とを「基本計画を定め、又はこれを変更し

ようと」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければ」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正)

第四百四十四条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第八条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「並びに当該区域ごとの整備の方針に関する事項」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号から第十号までを削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項各号に掲げるもののほか、関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 整備等の目標

二 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

三 産業構造の高度化に関する事項

四 環境の保全に関する事項

五 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

六 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項

第八条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 整備等の目標

二 人口の規模及び土地の利用に関する事項

三 開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

四 産業構造の高度化に関する事項

五 環境の保全に関する事項

六 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十五条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加える。

第三条、第五条第一項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第二十一条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第二十三條を第二十二條とする。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第四百四十六条 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同項第三号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八条第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第二十四条中「都道府県知事又は」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を加える。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第四百七十七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない」を「、電線共同溝整備計画を定めることができる」に改め、同条第三項中「前項の」を「道路管理者は、前項の規定により」に、「には」を「を定める場合において」に、「場合においては、」を「ときは、当該計画において」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道路管理者は、第二項の規定により電線共同溝整備計画を定めた場合においては、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

第八条第三項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「第五条第二項及び前条」を「第五条第

四項及び前条」に、「第五条第二項及び第三項」を「第五条第二項から第四項までの規定」に、「同条第四項中」を「同条第五項中」に改める。

第二十二條第二項中「除き、」の下に「第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る」を加え、同条第三項第二号中「当該道路の新設又は改築」の下に「（第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築を伴うものに限る。）」を加え、同条第四項中「電線共同溝」を「前三項の規定による負担又は補助に係る電線共同溝」に改める。

第二十七條第一項中「の市」を「の市町村」に改め、「第十七條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行う市」を「行う市又は町村」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第四百十八條 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四條第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長」を削る。

第十五条第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「（昭和四十年法律第二百二十四号）」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四百九十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第十三条第一項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者
- 二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第二十一条第一項中「特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るもの」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第三十二条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとする」とともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、

第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

第三十二条第三項及び第四項中「のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第三十四条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号から第六号までに」に、「とする」を「するとともに、第七号に掲げる事項を定めることができる」に改め、同項第七号中「その他」の下に「権利の移転等に係る法律関係に関する事項として」を加える。

第九十一条第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加える。

第九十二条第一項中「さく」を「柵」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九十七条第一項中「堆積^{たいせき}」を「堆積」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第

二項から第五項まで、第七項及び第八項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百三十三条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百三十六條第三項中「施行者は」を「施行者（都道府県及び市町村を除く。）は」に改め、「都道府県又は」及び「市町村」を削る。

第二百四十一條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百三十三條第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二百七十七條第一項を次のように改める。

施行者は、政令で定めるところにより、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、政令で定めるところにより、その管理規約について、都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第二百八十三條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同條第三項中「第四十二條第

二項」を「第五十二条の二第二項」に、「前項ただし書」を「前項」に、「指定都市等の長」を「市長」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百九十一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二百九十三条第四項、第二百九十四条並びに第二百九十五条第一項、第二項、第四項及び第五項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

第二百九十八条第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

第三百十一条第一項第二号中「第九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

第三百十一条第二項第三号中「第百九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加える。

第三百十八条第一号及び第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第百五十条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正）

第百五十一条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、

同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

二 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第百五十二条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く。)」の長」を削る。

第十七条第一項中「、遅滞なく」を削り、「その」を「おおむねその」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第三十三条第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「(昭和四十年法律第二百二十四号)」を加える。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第百五十三条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「三十日間」を「おおむね三十日間の期間を定めて」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第百五十四条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四条、第十五条、第十九条及び第二十条中「第四条第一項の指針」を「基本方針（第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針）」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第百五十五条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「行政庁」の下に「。次条第二項において同じ。」を加える。

第四十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合においては、同項の処理期間中に、当該計画提案をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

第四十六条第二項中「、次に」を「、第一号から第五号までに」に改め、「記載する」の下に「ものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努める」を加え、同項第一号中「区域」の下に「及びその面積」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「目標を達成するため」を「区域内における都市の再生」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

第四十六条第二項第七号を削り、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改め、同条第五項中「第二項第三号イからへまで」を「第二項第二号イからへまで」に改め、同条第七項中「第二項第三号イ」を「第二項第二号イ」に、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同条第十項中「第二項第三号イ若しくはへ」を「第二項第二号イ若しくはへ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

第四十六条の二第三項中「前条第二項第三号イからへまで」を「前条第二項第二号イからへまで」に改める。

第五十一条第一項中「第四十六条第十六項後段（同条第十七項）」を「第四十六条第十五項後段（同条第十六項）」に改め、同条第四項中「第八十七条の二第二項から第七項まで」を「第八十七条の二第三項から

第八項まで」に改める。

第五十七条の二第二項中「行政庁」の下に「。次条第二項において同じ。」を加える。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第一百五十六条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「都道府県知事」の下に「(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第七項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改める。

第十一条第一項本文を次のように改める。

第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、施行マンションとなるべきマンションの敷地(これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地(以下「隣接施行敷地」という。))を含む。)の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該マンションの敷地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県

知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。

第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条、第十四条第一項並びに第二十四条第三項第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十五条第一項を次のように改める。

組合は、理事長の氏名及び住所を、都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

第二十五条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「とあるのは「施行マンション及び」を「とあり、及び「当該マンション」とあるのは「施行マンション又は」に改める。

第三十八条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改め、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第四十一条の二第三項及び第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十八条、第四十九条第一項並びに第五十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十一条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改め、同条第六項中「、施行マンションの所在地の市町村長を経由して」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

第五十一条第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第六十五条、第九十四条第一項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条並びに第九十九条第一項から第三項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第一百八条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第一百十九条第一項中「特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るもの」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地

方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第二百二十条第一項中「高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一 高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 賃貸住宅の入居者又は国土交通省令で定める同居者が国土交通省令で定める年齢以上で当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める年齢以上であること。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第二百二十六条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百二十八条を次のように改める。

第二百二十八条 削除

第三百三十一条中「市町村」を「町村」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号

」を加える。

第三百三十四条第二号及び第三号、第三百三十五条第二号及び第三号並びに第三百三十八条第九号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)

第五百五十七条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「国土交通省令で定める」の下に「基準を参酌して都道府県(当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。)」の条例で定める」を加え、同条第六項中「(当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。次項及び第八項において同じ。)」を削る。

第二十四条第一項中「定める」の下に「基準を参酌して都道府県(当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。次項において準用する第十七条第六項から第八項までにおいて同じ。)」の条例で定める」を加え、同条第二項中「、同条第六項中「当該雨水貯留浸透施設」とあるのは「当該保全調整池」と」を削る。

(景観法の一部改正)

第百五十八条 景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第百条」に、「第百条―第百七条」を「第百一条―第百八条」に改める。

第七条の見出しを「（定義）」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第九十八条第一項」を加え、「都道府県に代わって」を「第九十八条第一項の規定により」に、「を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た」を「（同条において「景観行政事務」という。）を処理する」に改め、同条第七項を削る。

第八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同条第十項中「第二項第五号ホ」を「第二項第四号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項第五号ニ」を「第二項第四号ニ」に、「第二号及び第五号ニ」を「及び第四号ニ」に、「同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分」を「第三項に規定する事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項第五号ロ」を「第二項第四号ロ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条

第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

第九条第四項中「前条第二項第五号ロ」を「前条第二項第四号ロ」に改め、同条第五項中「前条第二項第五号ホ」を「前条第二項第四号ホ」に改める。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第十六条第七項第四号中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改め、同項第五号中「第八条第二項第五号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ハ(1)」に改め、同項第七号中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に改め、同項第九号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に、「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改

める。

第十八条第一項中「第百二条第四号」を「第百三条第四号」に改める。

第四十七条中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第四十九条中「第八条第二項第五号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ハ(1)」に、「同条第二項第五号ハ(1)」を「同条第二項第四号ハ(1)」に改める。

第五十条中「第八条第二項第五号ハ(2)」を「第八条第二項第四号ハ(2)」に改める。

第五十一条第一項中「第八条第二項第五号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ハ(3)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第五号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ハ(3)」に、「同条第二項第五号ハ(3)」を「同条第二項第四号ハ(3)」に改める。

第五十二条第一項中「第八条第二項第五号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(4)」に、「同条第二項第五号ハ(4)」を「同条第二項第四号ハ(4)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第五号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(4)」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第五号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同条第二項第五号ハ(5)」

」を「同条第二項第四号ハ(5)」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第五号ハ(6)」を「第八条第二項第四号ハ(6)」に、「同条第二項第五号ハ(6)」を「同条第二項第四号ハ(6)」に改める。

第五十五条第一項中「第八条第二項第五号ニ」を「第八条第二項第四号ニ」に改める。

第五十七条第一項中「又は都道府県知事」を削り、「、農地法」を「、同法」に改める。

第六十条中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に、「同条第二項第五号ホ」を「同条第二項第四号ホ」に改める。

第六十三条第四項中「第一百一条第三号」を「第一百二条第三号」に改める。

第七十四条第四項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町村にあつては、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

第八十三条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第一百七七条を第百八条とし、第百条から第百六条までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第九十九条を第百条

とし、第九十八条を第九十九条とし、第九十七条の次に次の一条を加える。

(市町村による景観行政事務の処理)

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(都市鉄道等利便増進法の一部改正)

第百五十九条 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「得た交通結節機能高度化構想」の下に「(次条第一項及び第十四条第一項において「同意交通結節

機能高度化構想」という。)のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「交通結節機能高度化構想」の下に「のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載するよう努めるものとする。

一 交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間

二 交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その

内容

第十三条第一項中「前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により同意を得た交通結節機能高度化構想(次条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という)を「同意交通結節機能高度化構想(同意交通結節機能高度化構想の変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ)」に改める。

第十四条第二項第十一号を削る。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六十条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「、次に」を「、第一号から第三号までに」に改め、「記載する」の下に「ものとするとともに、第四号に掲げる事項を記載するよう努める」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の目標を達成する」を「地域における住宅に対する多様な需要に対応する」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する方針

第六条第二項第五号を削り、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第一号及び第二号」に改め、同条第五項中「市町村(」を削り、「(以下「指定都市等」という。)を除く。第八項を除き、以下同じ。」を「以外の市町村(特定優良賃貸住宅に係る場合にあつては、町村)」に、「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改め、同条第六項中「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改め、同条第七項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第八項中「公

表する」を「公表するよう努める」に改める。

第十一条の見出し中「市町村長」を「町村長」に改め、同条中「市町村」を「町村」に改める。

第十三条第一項中「指定都市等」を「市」に改める。

（住生活基本法の一部改正）

第六十一条 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第六十二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「主務省令」を「条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

第十二条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれ」を「市の区域内にあつては、当該市」に改める。

第十三条第一項中「主務省令」を「条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

第二十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削り、同項を同条第八項とし、同条

第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）」を削り、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「、同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

第二十七条第二項中「公表しなければ」を「当該提案をした者に通知しなければ」に改める。

第三十一条第六項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十二条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第五項」に改め、同条第三項中「の認可を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改める。

第三十四条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十六条第二項中「基準」の下に「を参酌して都道府県の条例で定める基準」を加え、同条第五項中

「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十九条第一項中「第二十五条第二項第五号」を「第二十五条第二項第四号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十五条第四項、第四十六条及び第四十七条中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

第五十条第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

第五十四条第二項中「第二十五条第十項及び第十一項」を「第二十五条第十項及び第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第五十六条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）

第百六十三条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の一部を次

のように改正する。

第三条第四項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条第二項第一号を削り、同項第二号中「前号の目標を達成する」を「広域的地域活性化の」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の目標を達成する」を「広域的地域活性化の」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。

第八条第一項第一号中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第一号」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「第五条第二項第三号及び第四号」を「第五条第二項第二号及び第三号」

に改める。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正)

第百六十四条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「その」を「おおむねその」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第百六十五条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第十一項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第九条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第二十四条第一項中「この条」の下に「及び第二十九条」を加える。

第二十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「その位置」を「おおむねその位置」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第二十九条の見出し中「市町村長」を「町村長」に改め、同条第一項中「認定市町村（指定都市及び中核市であるものを除く。次項において同じ。）」を「認定町村」に改め、同条第二項中「認定市町村」を「認定町村」に、「第四条第二項第三号ロ(2)」を「第四条第二項第四号ロ」に、「掲げる事項」を「同号ロからニまでに掲げる事項」に、「都道府県」を「都道府県等」に、「第七条第一項」を「第二十四条第一項」に、「市町村又は第六十八条第一項」を「町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、「に、「第六十八条第一項」を「第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を」に、「市町村又は前項」を「都道府県、町村又は緑地管理機構」に、「前項」を「緑地管理機構」に、「市町村が」を「都道府県又は町村が」に改める。

第三十一条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号から第四号までに掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同項に次の三号を加える。

二 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

三 当該区域の土地利用に関する基本方針

四 当該区域の整備及び保全に関する方針

第三十一条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第四項中「のうち、歴史的風致維持向上地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八章 環境省関係

(温泉法の一部改正)

第六十六条 温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十二条第二項を削る。

第三十二条及び第三十三条中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第三十四条第二項を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十六条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

第三十九条第二号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第四十一条第七号中「若しくは第二項」を削る。

(自然公園法の一部改正)

第六百六十七条 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載し

た」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十二条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十四条第一項中「第十条第二項の同意又は同条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二項中「第十条第二項の同意又は同条第三項」を「第十条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

第十六条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「並びに第十四条第一項及び第二項」を削り、「同意及び」を「協議及び」に、「同意を得た」を「協議をした」に改め、

「受けた者について」の下に「、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について」を加える。

第二十条第五項、第二十一条第五項、第二十二条第五項及び第六十八条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

（大気汚染防止法の一部改正）

第六百六十八条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第四項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（騒音規制法の一部改正）

第百六十九条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「関係市町村長」を「関係町村長」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四条第二項中「市町村」を「町村」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）」を加える。

第十九条中「区域」の下に「（町村の区域に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

第十九条の二第二号中「都道府県知事」の下に「、市長」を加え、「市町村（特別区を含む。）」を「町村」に改める。

第二十二条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第二十五条の見出し中「市町村」を「町村」に改め、同条中「市町村（特別区を含む。）」を「町村」

に改める。

第二十六条中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第一百七十条 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第一百七十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第二項第五号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第六条第二項第六号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第二十一条第三項中「資格」の下に「(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格)」を加える。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第一百七十二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第五項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四条の九第二項第三号及び第四号を削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第二十八条第一項中「第十四条の九第五項」を「第十四条の九第六項」に改める。

(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正)

第七十三條 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第四号を削る。

（悪臭防止法の一部改正）

第七十四條 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四條」を「第二十三條」に、「第二十五條―第三十一條」を「第二十四條―第三十條」に改める。

第三條中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。次條及び第六條において同じ。）」を加える。

第五條第一項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を「町村長」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第二項中「規定する市町村長」を「規定する町村長」に改め、「管轄する市町村長」の下に「（特別区の区長を含む。次項において同じ。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同條に次の一項を加える。

3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

第九条中「関係都道府県知事」の下に「若しくは関係市長」を加える。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第五章中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十一条中「第二十五条、第二十八条又は第二十九条」を「第二十四条、第二十七条又は第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

(自然環境保全法の一部改正)

第七百七十五条 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

第二十一条第一項中「国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議

しその同意を得なければ」を「環境大臣に協議しなければ」に改める。

第二十四条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第七百七十六条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するように努めなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第七百七十七条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第三項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に改め、同条第四項中「関係市町村に送付するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、関係市町村に送付しなければ」に改める。

第十二条の四第二項中「その他必要な事項」を削る。

(振動規制法の一部改正)

第七十八條 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条―第二十九条」を「第二十四条―第二十八条」に改める。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「関係市町村長」を「関係町村長」に改める。

第四条第二項中「市町村」を「町村」に改める。

第二十条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「又は道路交通振動」を「若しくは道路交通